

第 11 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 2 時 0 0 より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（14 名）

1 中津 正三		
	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
	14 吉田 幹夫	

欠席委員（5 名）

2 佐竹 静	8 清水 峰幸	19 春日井 忠
7 柳瀬 美穂	15 桐山 文子	

その他の出席者（5 名）

安藤事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 2 名

議案

議案第 6 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 1 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 1 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第11回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、5番 森委員、16番 三輪委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第612号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議
題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第612号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま
す。

1番、所有権移転によります、畑、92㎡で、ございます。取得後は
野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用される
ものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、290㎡で、ございます。取得後
は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用され
るものと認められます。

3番、所有権移転によります、畑、426㎡で、ございます。取得後
は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用され
るものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、1,064㎡で、ございます。取
得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用
されるものと認められます。

5番、所有権移転によります、田、469㎡で、ございます。取得後
は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用され
るものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第613号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第613号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第4条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、畑、3筆合わせて、321㎡で、農家住宅(庭・車庫)、農業用倉庫でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、田、225㎡で、農家住宅(離れ)でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

3番、田、386㎡で、農業用倉庫及び農業用資材置場でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第614号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第614号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

農地法第5条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、0.08㎡で、農家住宅への進入路でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連なる区域の内の農地であり、第3種農地と判断します。

2番、使用貸借権によります、田、487㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の医療施設その他の公共施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、田、499㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業

の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第11号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第11号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、99㎡で、一般個人住宅でございます。

2番、田、1,455㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、337㎡で、一般個人住宅でございます。

3ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、8件申請されています。

4番、所有権移転によります、畑、231㎡で、貸駐車場でございます。

5番、所有権移転によります、田、556㎡で、宅地分譲でございます。

6番、所有権移転によります、田、114㎡で、一般個人住宅（駐車

場)でございます。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,024㎡で、電気工事業駐車場でございます。

8番、所有権移転によります、畑、403㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、293㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、971㎡で、分譲住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、3,081㎡で、土木建築業資材置場でございます。

4ページをお願いします。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

12番、田、918㎡でございます。

13番、田、3筆合わせて、2,443.52㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、13件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

- 14番、畑、2筆合わせて、458㎡でございます。
- 15番、田、1、752㎡でございます。
- 16番、田、2筆合わせて、1、271㎡でございます。
- 17番、田、2筆合わせて、250㎡でございます。
- 18番、田、917㎡でございます。

5ページをお願いします。

- 19番、田、9筆合わせて、4、649㎡でございます。
- 20番、畑、田、2筆合わせて、1、222㎡でございます。
- 21番、田、畑、5筆合わせて、3、113㎡でございます。
- 22番、田、畑、5筆合わせて、4、040㎡でございます。
- 23番、畑、田、2筆合わせて、606㎡でございます。

6ページをお願いします。

- 24番、田、2筆合わせて、435㎡でございます。
- 25番、田、宅地（現況：畑）、8筆合わせて、
7、653.49㎡でございます。
- 26番、田、12㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時17分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年7月5日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

森 千尋

議事録署名者

三輪 剛夫